

伐採届出制度に関する提出書類について

森林の立木を伐採する場合は以下【①～③】の届出が森林法により義務づけられています。

- ① 立木を伐採する場合 「伐採及び伐採後の造林の届出」
- ② 伐採が完了したとき 「伐採に係る森林の状況報告」
- ③ 造林が完了したとき 「伐採後の造林に係る森林の状況報告」

※ 間伐の場合、②・③の提出は不要です。

※ 伐採後、森林以外に転用する場合は③の提出は不要です。

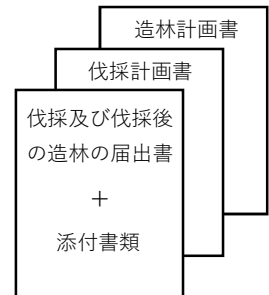
①「伐採及び伐採後の造林の届出」 (※伐採者と造林者が異なる場合は連名で提出)	
提出時期	伐採を始める <u>90日～30日前</u> まで
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採及び伐採後の造林の届出書 ※添付書類が必要になります。(別紙一覧表) ・ 伐採計画書 ※連名の場合：伐採権者(伐採業者等)が提出 ・ 造林計画書 ※連名の場合：造林権者(森林所有者等)が提出

※確認・適合通知書が必要な場合は別途交付申請書の提出が必要になります。

②「伐採に係る森林の状況報告」 (※①の届出が連名の場合：伐採権者が提出)	
提出時期	伐採を完了した日から <u>30日以内</u>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採に係る森林の状況報告書 ・ 伐採後の状況が確認できる写真

③「伐採後の造林に係る森林の状況報告」 (※①の届出が連名の場合：造林権者が提出)	
提出時期	造林を完了した日から <u>30日以内</u>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採後の造林に係る森林の状況報告書 ・ 造林後の状況が確認できる写真

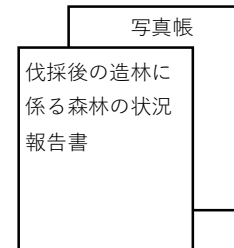
【伐採前】



【伐採終了後】



【造林終了後】



※ 無届で森林を伐採した場合や、伐採および造林後の森林の状況報告を提出しない場合、森林法による罰則規定がありますので、ご注意ください。

健全で豊かな森林を維持するため、ご協力よろしく申し上げます。

由利本荘市 産業振興部
農山漁村振興課
森林整備班 TEL 0184-24-6357

「伐採及び伐採後の造林の届出」の添付書類一覧表

令和5年4月1日より以下【①～⑦】の書類の添付が必要になりますので、ご確認ください。

添付書類	具体的な内容	提出書類例 ※1 (いずれかを提出)	
①森林の位置図及び区域図	届出対象の森林の位置及び伐採区域が分かる図面（縮尺は任意）	森林計画図、航空写真 など (伐採区域を明示したもの)	<input type="checkbox"/>
②届出者の確認書類	【個人】氏名・住所が分かる書類の写し	住民票、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面) など	<input type="checkbox"/>
	【法人】法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類		<input type="checkbox"/>
	【法人でない団体】団体の規約、団体の組織運営に関する定めを記載した書類		<input type="checkbox"/>
③他法令の許認可関係書類 ※該当する場合のみ	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況が分かる書類（許認可後の場合は許認可の写しなど） (例) 自然公園区域、地すべり防止区域、砂防指定地 など		<input type="checkbox"/>
④土地の登記事項証明書 (これに準ずるもの) ※2	届出者に土地所有権または造林権原があることが分かる書類の写し	土地の登記事項証明書 土地の売買契約書 固定資産税納税通知書 など	<input type="checkbox"/>
⑤伐採の権原関係書類	届出者が立木を伐採する権原を有することが分かる書類の写し	立木の登記事項証明書 立木の売買契約書 伐採に係る同意書・承諾書 など	<input type="checkbox"/>
⑥隣接森林との境界関係書類 ※3	伐採区域に関し、隣接森林所有者との境界確認状況が分かる書類	境界確認に立ち会った者の氏名や確認日時など、境界確認時の状況を記載した書類 隣接森林所有者の立会写真 など	<input type="checkbox"/>
⑦市町村長が必要と認める書類	(搬出を伴う伐採の場合) ・伐採及び集材に係るチェックリスト ・搬出計画図(伐採区域、集材路、土場を明示したもの)		<input type="checkbox"/>

※1 証明書等の有効期限は発行日から1年以内とします。

※2 市で整備している林地台帳上の土地所有者と伐採届出者が同一であることが確認できる場合は、土地の登記事項証明書を林地台帳で代替することが可能です。

※3 以下のいずれかに該当する場合は添付を省略することが可能です。

ただし、該当することが確認できる書類(図面、現地写真など)を提出してください。

- ・単木的な伐採など、境界に隣接しないことが明らかな場合
- ・地籍調査済みで境界杭が存在している場合や、地形(尾根、谷など)、地物などにより境界が明らかな場合
- ・誓約書の提出等により、伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合
(伐採開始までに境界確認書類を提出すること)